



補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等						
①火災 ②落雷 ③破裂・爆発	火災、落雷、破裂または爆発によって保険の対象が損害を受けた場合	建物 次の算式により算出した額とします。ただし、主契約の保険金額を限度とします。	次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または費用に対しては、保険金をお支払いできません。						
④風災、ひょう災、雪災	風災、ひょう災または雪災によって保険の対象が損害を受けた場合(洪水、高潮等を除きます。) 雨、雪、ひょうまたは砂塵(じん)の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた場合に限り、ます。	$\text{損害額}^{\ast} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$	①ご契約者、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②家財の置き忘れまたは紛失 ③家財が建物外にある間に生じた事故 ④運送業者等に託されている間に生じた事故 ⑤戦争、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ⑥地震・噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金については、保険金をお支払いします。) ⑦核燃料物質に起因する事故						
⑤水災 (台風、暴風雨等により発生した洪水、高潮、土砂崩れ等による損害)	損害の状況が次の(1)または(2)のいずれかに該当する損害を受けた場合 (1)建物の協定再調達価額または家財の再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (2)床上浸水 [※] を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 [※] 居住の用に供する部分の床(土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。)より45cmを超える浸水をいいます。	※損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度) 建物のみが保険の対象である場合は、⑨の通貨、預貯金証書等の盗難は補償されません。	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害						
⑥建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊等	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって損害を受けた場合	$\text{損害額}^{\ast} - \text{自己負担額} = \text{損害保険金}$	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害						
⑦水濡れ	次の(1)または(2)のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水などによって損害を受けた場合 (1)給排水設備に生じた事故。ただし、その給排水設備自体に生じた損害を除きます。 (2)被保険者(保険の補償を受けられる方)以外の方が占有する戸室で生じた事故	※損害額とは再調達価額を基準として算出し、保険の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) 明記物件の盗難の場合は1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とします。	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害						
⑧騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為	騒じょう、集団行動、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって保険の対象が損害を受けた場合	通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害額を支払います。	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害						
⑨盗難	(1)建物、家財の盗難によって生じた盗取、損傷、汚損 (2)通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等の盗難(保険の対象を家財とした場合) ●盗取された保険の対象を回収することができた場合は、回収に要した費用は損害の額に含まれます。ただし、(2)の場合には、その再調達価額を限度とします。 ●預貯金証書の盗難による損害は、次の(ア)から(ウ)が条件となります。 (ア)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先宛に被害の届出をしたこと (イ)盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと (ウ)ご契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに乗車券等の発行者あてに被害の届出をしたこと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の種類</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>預貯金証書の盗難</td> <td>200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </tbody> </table>	事故の種類	限度額	通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円	預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害
事故の種類	限度額								
通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難	20万円								
預貯金証書の盗難	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額								
⑩不測かつ突発的な事故	①から⑨を除き、保険の対象が損害を受けた場合 ただし、凍結によって専用水道管について生じた損壊を除きます。	通貨、預貯金証書等の盗難の場合は、1回の事故につき、1敷地内ごとに下表の金額を限度として、損害額を支払います。	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害						
⑪臨時費用	①から⑩の損害保険金が支払われる場合 (臨時費用保険金なしを選択された場合は補償されません。)	ア. 損害保険金に保険証券記載の支払割合を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに保険証券記載の限度額を限度とします。 イ. 臨時費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金をお支払いします。	上記①から⑦のほか、次の①から⑩までのいずれかに該当する損害に対しては、⑩の「不測かつ突発的な事故」の損害保険金をお支払いできません。 ①差押え等公権力の行使に起因する損害 ②被保険者と生計を共にする親族の故意に起因する損害。 ③保険の対象に対する加工・修理等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ④不測かつ突発的な外来の事故でない電氣的事故または機械的の事故に起因する損害 ⑤詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑥土地の沈下・隆起等に起因する損害 ⑦保険の対象のすり傷、かき傷、塗料等の外観上の損傷 ⑧義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物に生じた損害 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪風、雨、ひょうもしくは砂塵(じん)の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害 ⑫携帯電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品について生じた損害 ⑬携帯電子機器(ラップトップまたはノート型パソコン、電子辞書、携帯ゲーム機等をいいます。)およびこれらの付属品について生じた損害 ⑭電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、他の部分と同時に損害を被った場合を除きます。 ⑮動物または植物について生じた損害						

基本契約／損害保険金

補償の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合等
⑫損害防止費用	①から③の事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合	消火薬剤等の再取得費用、消火活動により損傷した物の修理費用または再取得費用、消火活動のために緊急に投入された人員または機材にかかわる費用(謝礼等は除きます。)	⑯自転車もしくは総排気量が125cc以下の原動機付自転車またはこれらの付属品について生じた損害(125cc超のバイクおよび自動車については保険の対象ではありません。) ⑰保険の対象の自然の消耗・劣化・性質によるさび、かび、変質、変色、発酵、発熱、ひび割れ、肌落ちその他のこれらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害 ⑱保険の対象の欠陥に起因する損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた事故を除きます。
⑬残存物取片づけ費用	①から⑩の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が発生した場合	ア. 損害保険金の10%を限度に、残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 イ. 残存物取片づけ費用保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。	
⑭地震火災費用	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により保険の対象が損害を受け、建物が半焼 ^(※1) 以上または家財が全焼 ^(※2) となった場合 (※1)建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の協定再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合 (※2)家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合(明記物件は含みません。)	ア. 次の算式によって算出した額をお支払いします。保険金額×支払割合(5%)=地震火災費用保険金の額 イ. アの場合において、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。	
⑮水道管修理費用 [※] 保険の対象が家財のみの場合は補償されません。	専用水道管が凍結によって損壊し、これを修理した場合(パッキングのみに生じた損壊を除きます。) ただし、区分所有建物の共有部分の専用水道管にかかわる修理費用はお支払いできません。	1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円を限度に、水道管修理費用をお支払いします。	
⑯個人賠償責任特約(国内外補償・示談代行なし)	被保険者(保険の補償を受けられる方:被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」)が、日本国内外で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	次の①および②を保険証券記載のこの特約の保険金額を限度にお支払いします。 ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のアからオまでの費用 ア. 損害防止費用 イ. 権利保全行使費用 ウ. 緊急措置費用 エ. 保険会社による解決費用 オ. 損害賠償解決費用	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居の親族に対するもの ②被保険者の職務遂行に直接起因するもの ③被保険者の心神喪失に起因するもの ④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの
⑰類焼損害特約	火災、破裂または爆発によって、類焼補償対象となる近隣の住宅建物および家財に損害を与えた場合	類焼補償の対象となる近隣の住宅建物および家財の損害額(再調達価額を基準として算出します。)を1億円を限度にお支払いします。(保険期間を通じて1億円が限度となります。ただし、長期契約の場合は、各契約年度1年間ごとに1億円が限度となります。)	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族またはこれらの者の法定代理人の故意 ②類焼補償被保険者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ③煙損害または臭気付着の損害
⑱携行品損害特約(国内外補償)	保険証券記載の建物(敷地内を含みます。)外で、被保険者(保険の補償を受けられる方:被保険者本人、被保険者本人の配偶者またはその「同居の親族および別居の未婚の子」)が携行している被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合	損害額-1万円(自己負担額) (契約年度ごとに、保険証券記載の保険金額を限度とします。) [※] 通貨、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は、1回の事故につき20万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①保険の対象の置き忘れや紛失の場合 ②保険の対象のすり傷、かき傷等の単なる外観の損傷で保険の対象の機能に支障をきたさない損害等
⑳施設賠償責任特約(示談代行なし)	被保険者が日本国内で次の偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因する偶然な事故 ②被保険者の保険証券記載の業務遂行に起因する偶然な事故	次の①および②を保険証券記載の保険金額を限度にお支払いします。 ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②被保険者が支出した次のアからオまでの費用 ア. 損害防止費用 イ. 権利保全行使費用 ウ. 緊急措置費用 エ. 保険会社による解決費用 オ. 損害賠償解決費用	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居の親族に対するもの ②被保険者の業務に従事する使用人が被った身体の障害に対するもの ③施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因するもの ④自動車、バイク等の所有、使用または管理に起因するもの
㉑家賃収入特約	主契約で補償対象となる事故(左記「補償の種類」の①から⑩までのうち、主契約で補償を選択している事故)により、建物が損害を受けた結果、家賃収入の損失が生じた場合	復旧期間内(約定復旧期間を限度)に生じた家賃の損失額。(1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。)	次の場合には、保険金をお支払いできません。 ●主契約の補償対象ではない事故を原因として生じた家賃収入の損失

基本契約／費用保険金

特約

※詳細については約款をご確認ください。

ご注意ください

債務者集団扱の場合

債務者集団扱契約としてご契約いただけるのは、契約者および保険の対象がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

保険契約者	住宅ローン等の債務者の方	
保険の対象	建物*	住宅ローン等により取得した建物、または抵当権設定等の債権保全措置が講じられた建物
	家財	上記建物に収容されている家財

*事業専用の建物については、ご契約いただくことができません。

金融機関が代理店となる場合

- 金融機関が代理店となる場合、この保険契約のお申込みの有無が、金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 個人用火災総合保険は損害保険であり預金等ではありません。したがって、預金保険の対象ではありません。また、保険解約等において払込済保険料の返金は保証されておりません。

代理店について

代理店は保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては保険会社と直接契約されたものとなります。

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生したときは、遅滞なく、保険会社または代理店までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減して支払う場合がありますのでご注意ください。
- 賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず保険会社とご相談のうえ、交渉をおすすめください。

保険金お支払後の保険契約について

- 損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約はその損害が発生したときに終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は失効します。
- 1回の事故につきお支払いした損害保険金が保険金額の80%を超えない場合には、このご契約の保険金額は自動的に復元し減額されることはありません。

引受保険会社が破綻した場合は

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 火災保険については、ご契約者が個人・小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。*)またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
- 補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金の全額が補償されます。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては代理店または保険会社までお問い合わせください。

保険証券について

保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))は大切に保管してください。また、保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))添付の控除証明書は地震保険料控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券(質権設定契約の場合には保険証券(写))が届かない場合には、保険会社にご照会ください。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいけない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により保険会社に申請いただき、保険会社の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

個人情報の取扱いについて

保険会社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等保険会社の取扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、保険会社のホームページ(<http://www.kyoeikasai.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日から、その日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回(以下「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。なお、次のご契約はクーリングオフをすることができませんのでご注意ください。

クーリングオフができないご契約
① 保険期間(ご契約期間)が1年以内のご契約
② 営業または事業のためのご契約
③ 法人または社団・財団等が締結したご契約
④ 質権が設定されたご契約
⑤ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

*「重要事項説明書」をお渡ししますので、内容を十分ご確認ください。

お客さま用 ダイヤルサービス	事故のご連絡について	事故が起こった場合は、すみやかにご連絡ください。	その他 お問い合わせについて	契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。
		通話料無料 0120-494-599 [24時間・365日]		通話料無料 0120-284-506 [平日9:00~18:00]

- このパンフレットは「個人用火災総合保険(新価・実損払)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「重要事項説明書」・「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点については、代理店または保険会社にお問い合わせください。
- ご契約者以外に保険の補償を受けられる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- ご契約の際には保険申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合には保険金をお支払いできなくなることがありますのでご注意ください。
- 約款冊子の内容は保険会社ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款!

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?
<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

<引受保険会社>

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL: (03)3504-0131 (代)
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

<取扱代理店>